

## 愛媛県・産業廃棄物処理業者共同啓発事業 概要書

### 1 概要

排出事業者に適正処理や排出事業者責任の啓発を図るため、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課（以下「県」という。）と産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）が、共同して排出事業者への啓発事業（以下「本事業」という。）を実施する。

### 2 本事業の目的

近年の不適正処理の多くは排出事業者によるもので、同者への啓発は重要であるが、県は同者へのチャンネルを持たない。一方、処理業者には、排出事業者に分別の重要性や廃棄物処理法について理解を得たい状況がある。

そこで、処理業者の希望する啓発内容（適正処理に限る。）を基に県が啓発文書を作成し、県の依頼を受け処理業者が排出事業者に文書を配布することにより、排出事業者の啓発を目的とする。

### 3 本事業の内容

#### [県の役割]

県 HP 上で処理業者の希望する啓発内容を募集し、応募数の多い項目を中心に文案を作成し、えひめ産業資源循環協会（以下「協会」という。）と調整して文案を決定する。

決定した文案を基に文書及び電子データを作成（外注）し、文書は協会経由で処理業者に配布し、電子データは県 HP で公開する。また、本事業に係る排出事業者からの照会についても応答する。

配布終了後（令和7年夏～秋）、県 HP 上で処理業者を対象にアンケートを実施し、事業継続の可否を決定する。

#### [協会の役割]

県の啓発内容募集開始の周知、文案決定に係る県との調整、処理業者への文書送付及び協会 HP での電子データの公開を行う。

#### [処理業者の役割]

排出事業者向けの適正処理に関する啓発内容を検討し、県 HP 上で応募する。

県から協会経由で文書が送付されたときは、営業活動に際して排出事業者に文書を配布（松山市内を除く。）し、可能な範囲で内容を説明し啓発活動を実施する。必要に応じて県 HP・協会 HP から電子データを取得し、自社 HP で公開するほか、印刷して配布する。

配布終了後（令和7年夏～秋）、県が実施するアンケートに回答する。

### 4 事業実施の期間

令和6年度中に配布を開始し、令和7年度上半期までに完了する。